

道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和6年4月現在）

【留意事項】

本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※1 「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※2 「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。

※3 制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。

※4 高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
宗谷	稚内市	給付型	特定学校	稚内市大学育英金支給制度	稚内市内の高校を卒業見込みの者（または卒業して2年以内の者）若しくは市内に住所を有している者の子どもでも市外の高校を卒業見込みの者（または卒業して2年以内の者）で、経済的理由により修学が困難な者であって、育英館大学に入学（編入学を除く）が確実で、学業成績が優秀で性行が善良な者	月額25,000円（年間30万円）を大学在学中の4年間支給	入学する前年の12月1日～3月31日まで	—	稚内市教育委員会 総務スポーツ課 総務スポーツグループ	0162-23-6518	http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kyoiku/wakkanaiho-kuseidaigaku/ikueikin.html
宗谷	稚内市	貸与型	特定学校	稚内市大学修学資金貸付制度	稚内市に住民登録をしている者で、育英館大学に在学中又は入学が確実である者であって、経済的理由により修学が困難な者	1年間につき授業料相当額を限度とする（在学期間中で一人320万円を限度、学納金の減免を受けている方は、減免後の額が限度額となる）	1年生： 入学する前年の12月1日～5月31日まで 2年生以降： 4月1日～5月31日まで	—	稚内市教育委員会 総務スポーツ課 総務スポーツグループ	0162-23-6518	http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kyoiku/wakkanaiho-kuseidaigaku/syugakushikin.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
宗谷	稚内市	給付型	特定学校	稚内市子どもの未来応援奨学金	以下の①～⑤の要件を満たし、A又はBのいずれかに該当する方。 ①稚内市民のお子さんであり、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程を卒業見込みの方又は卒業後2年以内の方、大学等に入学を予定している方。②家庭状況により修学が困難な方。③学業成績が優秀で性が善良である方。④日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受ける予定である方又は給付奨学金の支給を受けることができない方で家庭状況により修学が困難であると認められる方。⑤日本学生支援機構の貸与奨学金の貸与を受ける予定である方。 A：未来枠奨学金 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、将来の活躍が期待できる方 B：ふるさと枠奨学金 大学等を卒業後、2年以内に稚内市に住居し、市が指定する資格等により市内の事業所に正社員として雇用され一定期間以上勤務する見込みの方。	下記の金額×正規の修学月数（最大72月） (1)大学・短期大学・専門学校の場合 国立（自宅通学）月額 9,000円（自宅外通学）22,000円 私立（自宅通学）月額 12,000円（自宅外通学）25,000円 (2)高等専門学校の場合 国立（自宅通学）月額 5,000円（自宅外通学）11,000円 私立（自宅通学）月額 8,000円（自宅外通学）14,000円	3月～6月末	-	稚内市教育委員会 総務スポーツ課 総務スポーツグループ	0162-23-6518	https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kyoiku/daigakutou/shugakushien/kodomomiraiouen.html
宗谷	稚内市	貸与型	医療従事（医師以外）	稚内市医療職員修学資金貸付	医療職員養成施設に在学し、将来、稚内市の職員として医療業務に従事しようとする者	月額150,000円以内（在学期間中）	随時	養成施設卒業後、1年以内に稚内市の医療職員となり、かつ引き続き在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医療業務に従事した期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき	市立稚内病院 庶務課庶務グループ	0162-23-2771	https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/hospital/kankeisyu/syugakukin/
宗谷	猿払村	貸与型	医療従事、福祉従事	猿払村医療等職員養成に伴う修学資金の貸付	医療等業務養成機関に在学し、当該養成機関卒業後一定期間以内又は臨床研修終了後に猿払村の職員として医療、保健、福祉、介護又は救急業務に従事しようとする者（医師、保健師、看護師、介護福祉士、管理栄養士、保育士、救急救命士等）	月額200,000円以内（在学期間中） （修学資金の種類によって貸付金額が変動）	随時	猿払村の職員として医療、保健、福祉、介護又は救急業務に従事した期間が一定期間に達したとき	猿払村総務課	01635-2-3131	http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00001646.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
宗谷	猿払村	貸与型	住民	猿払村奨学資金貸付制度	奨学資金の貸付を希望する学生の親権者等が猿払村に住所を有して、心身ともに健全で学力及び資質が優れていると認められる者	月額20,000円	一次募集：10月～12月 二次募集：一次募集において募集総額に達しなかった場合のみ募集予定	猿払村内の特定業種に正規雇用者として採用されたとき（猿払村奨学資金償還支援制度の対象）	猿払村教育委員会	01635-2-3011	https://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00004255.html
宗谷	猿払村	就業者への奨学金の償還支援	特定業種	猿払村奨学資金償還支援	35歳未満の猿払村民であって、猿払村内の特定業種に正規雇用者として採用された者で、特定の奨学金を借り受けている者	年額36万円以内（最大8年間）	4月1日～5月末日	-	猿払村総務課	01635-2-3131	https://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00002850.html
宗谷	中頓別町	貸与型	住民	中頓別町育英会学資	親若しくはこれに代わるべき者が中頓別町に住居を有する者で、大学等に在学し、経済的理由により就学が困難な者であって、身体強健、学業成績優秀な者	月額36,000円以内（在学期間中）	願書は、毎年3月及び9月末日までの間に提出 ただし、特別の事情あるときはこの限りでない	-	中頓別町教育委員会教育グループ	01634-6-1321	http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/372
宗谷	中頓別町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	医師及び看護師等の養成事業	中頓別町に勤務すべき医療・福祉技術者等として、養成機関に入所する者	月額150,000円以内（在学期間中）	医師及び医療・福祉技術者等の不足から募集するも応募がなく、この状態が長年にわたって継続されることが予想されるときに行なう	免許取得後、養成を受けた期間に相当する期間、中頓別町に勤務した場合（養成を受けた期間が3年に満たない場合は3年）	中頓別町国民健康保険病院 中頓別町保険福祉課	01634-6-1131 01634-6-1995	-
宗谷	枝幸町	就業者への奨学金の償還支援	住民	奨学金償還支援事業	枝幸町内の一つの事業所等に年6カ月以上、かつ1週間当たり20時間以上の勤務形態により就業中若しくは1年以内に就業が見込まれる30歳以下（認定申請年度の4月1日現在）の者で、対象となる奨学金の貸与を受け償還中又は償還予定である者であって、町内事業所等に就業後5年以上継続して勤務する見込み、かつ、町内に定住する見込みである者	1年間の奨学金の償還相当額（年間最大18万円）で、交付期間は10年間を限度（国家公務員又は地方公務員は5年間を限度） 対象となる奨学金は、枝幸町育英資金、北海道高等学校奨学会の奨学金、日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金	【認定申請】 認定を受けようとする年度の12月末日まで 【交付申請】 交付年度の3月末日まで	-	枝幸町企画課 戦略推進係	0163-62-1329	https://www.esashi.jp/ijyu/shogakukin.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
宗谷	枝幸町	貸与型	住民	枝幸町育英資金貸付事業	保護者等が枝幸町民で、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な者であって、成績優秀、性行善良な者	高校等 月額30,000円以内 大学等 月額50,000円以内	令和6年度貸付の募集は、令和6年2月2日で終了。 次年度の募集期間は未定	—	枝幸町教育委員会学校教育係	0163-62-1364	https://www.esashi.jp/education/school_education/support/ikueishikin.html
宗谷	枝幸町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	枝幸町医療技術者等修学資金及び就業時一時金貸付事業	医療技術者等を育成する大学、学院若しくは養成所等において修学中の者で、卒業後一定期間以内に枝幸町で医療に従事する意思のある者	医師・歯科医師 月額150,000円以内 入学支度金500,000円以内 教材購入資金1,000,000円以内 それ以外の医療職 月額100,000円以内（在学期間中）	通年	卒業後一定期間以内に医療技術者等として枝幸町で医療に従事し、その期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき 入学支度金、教材購入資金は償還必要	枝幸町保健福祉課保健予防係	0163-62-4658	https://www.esashi.jp/childcare/support/attending_school/shugakushikin.html
宗谷	枝幸町	貸与型	特定業種	枝幸町医療技術者等修学資金一時金貸付事業	社会福祉士、介護福祉士を育成する大学、学院若しくは養成所等において修学中の者で、卒業後一定期間以内に枝幸町で社会福祉士等に従事する意思のある者	社会福祉士・介護福祉士 月額50,000円以内（在学期間中）	通年	卒業後一定期間以内に社会福祉士等として枝幸町で従事し、その期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき	枝幸町保健福祉課介護係	0163-62-1337	https://www.esashi.jp/childcare/support/attending_school/shugakushikin.html
宗谷	枝幸町	貸与型	特定業種	枝幸町保育教諭修学資金貸付事業	保育教諭養成施設等において修学中の者で、枝幸町に勤務を希望する者のうち、町長が適当と認めた者。ただし、貸付が認められた者であっても、枝幸町において、既に保育教諭の充足が得られている等の条件によっては、枝幸町への勤務を保証するものではない。	月額100,000円以内（養成施設等の標準修業年限内） 貸付限度額2,400,000円	通年	貸付決定者が、養成施設等を卒業後、1年以内に保育教諭として枝幸町に勤務し、その後の期間が4年に達したとき	枝幸町町民課子育て推進室子育て支援係	0163-62-1237	https://www.esashi.jp/childcare/support/attending_school/shugakushikin_hoiku.html
宗谷	豊富町	貸与型	医療従事（医師以外）	豊富町看護職員人材確保制度	看護職員等養成機関に入学又は在学している者で将来豊富町又は豊富町国民健康保険診療所において看護及び保健福祉業務に従事しようとする者	月額100,000円以内（在学期間中）	随時	養成機関の卒業資格とする免許を取得し、速やかに豊富町又は豊富町国民健康保険診療所において看護職員等として従事した場合において、その従事した期間が貸付を受けた期間に達したとき	豊富町保健推進課保健予防係	0162-82-3761	—

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
宗谷	礼文町	貸与型	住民	礼文町育英資金貸付基金	礼文町民の子弟であって、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な者であって、学業優秀な者	月額40,000円以内 （在学期間中）	令和6年度の募集は終了 次年度の募集期間は未定	—	礼文町総務課	0163-86-1001	—
宗谷	礼文町	貸与型	住民	礼文町中山秀雄（流石）奨学基金	礼文町民の子弟であって、大学等に在学し、学生学業が優秀なるも、経済的理由により修学が困難な者	月額70,000円以内 （在学期間中）	令和6年度の募集は終了 次年度の募集期間は未定	—	礼文町総務課	0163-86-1001	—
宗谷	礼文町	貸与型	福祉従事	礼文町福祉系技術者等修学資金貸付	礼文町民の子弟であって、身体健康、学業優秀、性行善良な者で、養成施設等の教育を受け、卒業後、町内において福祉系技術者として業務に従事する者	月額100,000円以内 （在学期間中）、 入学支度金300,000円以内	募集期間は無く、申請があればその都度対応（年の途中から貸付を受けたケースも有）	養成施設等を卒業後資格を取得し、1年以内に福祉系技術者として本町において業務に従事し、その期間が修学資金の貸付を受けた期間に達したとき	礼文町町民課	0163-86-1001	—
宗谷	礼文町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	礼文町医療技術者等修学資金貸付	礼文町住民の子弟及び礼文町長が特に認めた者で将来礼文町において医療技術者等として業務に従事しようとする者	月額150,000円以内 （在学期間中） 入学支度金500,000円以内	募集期間は無く、申請があればその都度対応（年の途中から貸付を受けたケースも有）	免許取得後、一定期間以内に医療技術者等として礼文町において業務に従事した期間が引き続き修学資金の貸し付けを受けた期間に達したとき	礼文町町民課	0163-86-1001	—
宗谷	利尻町	貸与型	医療従事、（医師・医師以外）福祉従事、特定業種	利尻町医療技術者等修学資金貸付事業	利尻町住民の子弟及び利尻町長が特に認めた者で将来医療技術者、福祉系技術者、救急救命士、保育士等として利尻町に所在する公的医療機関、福祉施設等に勤務しようとする者	月額100,000円以内 （在学期間中） 入学支度金300,000円以内	通年	免許取得後、一定期間以内に医療技術者等として利尻町内の公的医療機関等に勤務し、引き続き在職期間が一定期間に達したとき	利尻町総務課 総務係	0163-84-2345	—
宗谷	利尻富士町	貸与型	住民	利尻富士町育英資金	親若しくはこれに代わるべき者が利尻富士町に住居を有する者で、大学等に在学し、学資に乏しい者であって、身体強健、学業成績優秀、性行善良な者	月額50,000円以内 （在学期間中）	随時	卒業後1年以内に利尻富士町内へ居住し続け、町内において各種の業に従事し、その期間が5年を超えたとき2分の1を免除	利尻富士町教育委員会企画管理係	0163-82-1370	http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/item/1363.htm#itemid1363

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
宗谷	利尻富士町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）、特定業種（その他）	医療技術者等修学資金貸付事業	利尻富士町住民の子弟及び利尻富士町長が特に認めた者で将来医療技術者等として利尻富士町において勤務しようとする者	月額150,000円以内（在学期間中） 入学支度金500,000円以内 ※職種により異なる	随時	免許取得後、一定期間以内に医療技術者等として利尻富士町において業務に従事した期間が引き続き修学資金の貸し付けを受けた期間に達したとき ※医師の場合は3年	利尻富士町福祉課国保衛生住民係	0163-82-1113	http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/item/1637.htm
宗谷	幌延町	貸与型	住民	幌延町奨学資金貸付事業	幌延町民又は幌延町民の子弟で町立中学校からの進学者であって、大学等に在学し、経済的理由により修学困難と町長が認めた者で、学業優秀、性行善良な者	月額50,000円以内（在学期間中）	随時	教育機関を卒業後、3年以内に町内へ居住し、かつ、町内の業務の従事期間が、貸付期間の2倍（10年を限度とする。）を超えた時、半額免除	幌延町教育委員会総務学校係	0163-25-1117	https://www.town.horonobe.lg.jp/www/4/section/edu/le009f0000000i1v.html
宗谷	幌延町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	幌延町医療職員養成修学資金貸付	医療職員養成施設に在学する者で、将来幌延町の職員として医療業務に従事しようとする者	月額100,000円以内（在学期間中）	随時	養成施設を卒業した日から1年以内に医療職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに幌延町の職員として医療業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸し付けを受けて修学した期間に相当する期間に達すること	幌延町住民生活課生活環境係	01632-5-1112	https://www.town.horonobe.lg.jp/www/4/section/iumin/le009f00000009uu3.html